

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：千歳市下水道事業会計

事業名	「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」「個別排水処理施設」（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和39年5月19日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	千歳市	職員数* (H19. 4. 1現在)	33
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	33円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	16,358
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	195
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.77 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率* (%)	14.0 (H18)
		経常収支比率* (%)	86.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	千歳市下水道事業会計経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	千歳市公営企業管理者 本宮 宣幸
既存計画との関係	千歳市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	（総務省・財務省による本計画承認後） ①議会への説明（下水道事業を所轄する委員会への報告） ②千歳市水道局HPへの掲載
基本方針	千歳市では「最小の経費で最大の効果を上げるための市役所づくり」を基本方針とした集中改革プランを平成17年度から行っており、下水道事業においても、同プランに沿って経営改革を推進している。 本計画においては、現状の下水道使用料金体系を維持し、料金改定を行わないことを前提として策定している。 料金収入については緩やかに上昇すると想定し、組織の見直しによる職員数（人件費）の削減及び民間的経営手法の導入により経営改革を進めることを基本方針としている。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>当市は、下水道事業として公共下水道・特環下水道・個別排水の3事業を行っています。現在、認可を受けている千歳市公共下水道計画では、予定処理面積を約3,359ヘクタール、処理人口113,900人、終末処理能力96,300立方メートル/日となっており、平成24年度までに認可区域内の整備を完了する予定です。</p> <p>また、処理区域外においては、個別排水処理施設整備事業により水洗化を進めており、下水道普及率は平成18年度末現在で97.8%、水洗化率は99.4%と高い水準になっています。</p> <p>近年の財務状況については、H15年度から供用が開始されたスラッジセンター(汚泥処理施設)に係る減価償却費等の影響により、平成14年度に99.5%だった料金回収率が平成15年度には88.5%と著しく低下したことから、人件費などの経費節減に努めた結果、H18年度の料金回収率を98.6%まで引き上げ、スラッジセンター供用開始以前の水準に近づけることができました。</p> <p>また、H19年度からの5か年では、退職手当により費用が増加するH20年度を除いて、料金回収率の上昇を想定しており、平成23年度には101.4%を見込んでいます。</p>														
経 営 課 題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 689 628 741">課 題 ①</td> <td data-bbox="628 689 1468 741">組織見直しに伴う職員数(人件費)削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 741 1468 860"> <p>H12年度に公営企業法の全部適用を行い、組織見直し・統合等によりH18年度末には23.3%(10名)の純減となっています。今後も、施設・設備等の安全な維持管理に必要な人員を確保しながら、職員数並びに人件費の削減を図ることを課題に取り組む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 860 628 911">課 題 ②</td> <td data-bbox="628 860 1468 911">民間的経営手法の導入について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 911 1468 1028"> <p>現在、業務ごとに委託を行っている事業(ポンプ場・浄化センター・スラッジセンター・支笏浄湖苑)について、H20年度から包括的民間委託により一本化し、維持管理費における委託料の削減を課題に取り組む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1028 628 1079">課 題 ③</td> <td data-bbox="628 1028 1468 1079"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1079 628 1131">課 題 ④</td> <td data-bbox="628 1079 1468 1131"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1131 628 1182">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1131 1468 1182"></td> </tr> </table>	課 題 ①	組織見直しに伴う職員数(人件費)削減	<p>H12年度に公営企業法の全部適用を行い、組織見直し・統合等によりH18年度末には23.3%(10名)の純減となっています。今後も、施設・設備等の安全な維持管理に必要な人員を確保しながら、職員数並びに人件費の削減を図ることを課題に取り組む。</p>		課 題 ②	民間的経営手法の導入について	<p>現在、業務ごとに委託を行っている事業(ポンプ場・浄化センター・スラッジセンター・支笏浄湖苑)について、H20年度から包括的民間委託により一本化し、維持管理費における委託料の削減を課題に取り組む。</p>		課 題 ③		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	組織見直しに伴う職員数(人件費)削減														
<p>H12年度に公営企業法の全部適用を行い、組織見直し・統合等によりH18年度末には23.3%(10名)の純減となっています。今後も、施設・設備等の安全な維持管理に必要な人員を確保しながら、職員数並びに人件費の削減を図ることを課題に取り組む。</p>															
課 題 ②	民間的経営手法の導入について														
<p>現在、業務ごとに委託を行っている事業(ポンプ場・浄化センター・スラッジセンター・支笏浄湖苑)について、H20年度から包括的民間委託により一本化し、維持管理費における委託料の削減を課題に取り組む。</p>															
課 題 ③															
課 題 ④															
課 題 ⑤															
留 意 事 項	<p>千歳市では、H12年度から下水道事業へ公営企業法の全部適用を行って以降、公営企業として上下水道事業の一元化を図り、組織の見直し・統合などによる定員管理の適正合理化及び各事業に係るサービス供給コストの節減合理化などの経営改善に取り組んでいます。</p>														

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)		平成20年度 (計画第2年度) (決算)		平成21年度 (計画第3年度) (決算)		平成22年度 (計画第4年度) (決算)		平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
資金不足比率	(%) (再掲)															
使用料回収率※	(%)	99.5	88.5	93.3	93.2	98.6	101.4	97.4	98.3	99.1	100.4	104.7	100.7	105.7	101.4	107.6
総収支比率(法適用)	(%)	106.2	97.9	99.0	98.2	102.1	101.0	101.3	98.9	101.2	100.2	103.4	100.5	105.9	101.3	105.3
経常収支比率(法適用)	(%)	106.4	98.0	99.2	98.4	102.2	100.8	101.4	99.1	101.4	100.4	103.6	100.6	106.0	101.4	105.5
営業収支比率(法適用)	(%)	138.9	121.8	125.9	122.6	127.0	122.7	123.3	117.1	120.1	118.7	123.1	119.0	126.5	119.2	120.2
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)															
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)															
繰入金比率	収益的収入分	41.4	40.6	37.5	37.9	35.5	36.4	35.3	35.1	35.5	33.7	35.0	33.9	35.3	34.2	37.5
	うち基準内繰入金	33.9	31.6	31.6	30.9	29.9	30.9	29.9	29.8	30.1	30.0	31.4	30.2	32.4	30.5	34.1
	うち基準外繰入金	7.5	9.0	5.9	7.0	5.6	5.5	5.4	5.3	5.4	3.7	3.6	3.7	2.9	3.6	3.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.7	0.7	1.0	0.8	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7
	うち赤字補てんのなもの	2.6	2.9	3.1	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	3.3	2.8	2.1	2.8	1.3	2.7	1.2
	資本的収入分	9.7	28.5	25.6	27.8	16.6	9.3	9.3	14.1	16.7	7.4	9.9	7.1	5.7	7.0	3.6
	うち基準内繰入金	9.6	28.3	25.5	27.6	16.6	9.3	9.3	14.1	16.7	7.4	9.9	7.1	5.6	7.0	3.6
	うち基準外繰入金	0.1	0.2	0.1	0.2									0.1		
うち赤字補てんのなもの																

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																		
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は、期間内の損益ベースの収支不足の回収について、必要な料金収入を確保するための料金改定率を算出して現在の料金体系に上乗せするのが基本的な考え方である。</p> <p>下水道使用料収入については、下水道処理区域が拡大しつつある状況から緩やかではあるが増加傾向と見込んでいる。</p>																		
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金については、「平成19年度の地方公営企業繰出金について」（通知）及び「公共下水道事業繰出基準の運用について」に基づいて算定することとして、各年度の対象経費に係る金額を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水処理に要する経費 ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 ・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 ・不明水の処理に要する経費 ・下水道事業債（特例措置分・特別措置分）の償還に要する経費 ・地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 ・臨時財政特例債等の償還等に要する経費 <p>基準外繰入金については、次により各年度の対象経費に係る金額を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職給与に係る負担金（会計在籍期間に応じた退職金の負担金） ・浴場用使用料軽減措置（浴場用として調定した使用料について、家庭用として調定した場合の使用料との差額） ・企業会計移行対策（公営企業法適用により発生する経費の財源としてH19年度まで繰出を受ける） ・特定環境保全公共下水道事業収支補填（維持管理費・減価償却費・企業債利息の収支補填） ・個別排水処理施設事業収支補填（維持管理費・減価償却費・企業債利息の収支補填） 																		
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">H23</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>公共下水道補助事業</td> <td>処理場内ポンプ場建設工事</td> <td>(H20年度～H22年度予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費：992,000千円</td> <td>財源（補助：496,000千円、企業債補助裏：496,000千円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">H23</td> </tr> <tr> <td>水質改善下水道補助事業</td> <td>雨水滞水池建設工事</td> <td>(H20年度～H22年度予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費：766,000千円</td> <td>財源（補助：383,000千円、企業債補助裏：383,000千円）</td> </tr> </table>		H23		公共下水道補助事業	処理場内ポンプ場建設工事	(H20年度～H22年度予定)		事業費：992,000千円	財源（補助：496,000千円、企業債補助裏：496,000千円）			H23	水質改善下水道補助事業	雨水滞水池建設工事	(H20年度～H22年度予定)		事業費：766,000千円	財源（補助：383,000千円、企業債補助裏：383,000千円）
	H23																		
公共下水道補助事業	処理場内ポンプ場建設工事	(H20年度～H22年度予定)																	
	事業費：992,000千円	財源（補助：496,000千円、企業債補助裏：496,000千円）																	
		H23																	
水質改善下水道補助事業	雨水滞水池建設工事	(H20年度～H22年度予定)																	
	事業費：766,000千円	財源（補助：383,000千円、企業債補助裏：383,000千円）																	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費については給与改定を見込まず、定期昇給のみで算定。 ・経費については、平成18年度における単価を基本とし、過去の実績および個別費用の特質を勘案して算定。 ・減価償却費については償却対象資産の帳簿原価に対して定額法にて算定。 ・企業債利息については既に起債済のものについては償還表により、また新規に起債するものについては財政融資・公庫とも利率2.55%～3%で算定。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業債および国庫補助金については、事業計画内容に基づき算定。 ・企業債償還金については、既に起債済のものについては償還表により、新規に起債するものについては5年据え置き30年償還として算定。 																		

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目		具 体 的 内 容	
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	過去の取組	H12年度の上下水道一元化及び公営企業法適用以降、組織の見直しや統合、退職者不補充等にて合理化を図り、H12年の43名からH18年度末に33名となり、下水道事業で10名(24%)を削減している。	
	課題①	本計画においては、千歳市集中改革プランの目標である9.1%純減を上回る純減を予定している。具体的な内容としては、H20年度からの委託業務の見直しによる組織の統合等で、期間内に5名の職員数(人件費)の削減に取り組む。	
	○ 地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランでは、平成17年4月1日の職員数(病院医療職を除く。)839名と比較し、平成22年4月1日までに77名(純減率9.1%)以上削減することを目標としている。 平成19年4月1日現在の職員数は782名で、純減率は6.7%である(病院医療職を除く。)	
	○ 給与のあり方		
	◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月に国の給与構造改革に沿った形で俸給表の見直し実施済 特殊勤務手当についても医療職に係るもの及び真に必要なものを除いて廃止済(平成18年4月)	
	◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	現時点では見直し方針未公表 公表時期について、年度内に公表すべく作業を行っているが現時点では未定	
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年4月に国に準拠する形で改正済 なお、退職時特別昇給制度については既に廃止済		
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業に係る福祉協会への事業主負担金については、平成19年度より掛け金と同率へ改正されている。		
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	過去の取組	H15年度のスラッジセンター稼働以降、物件費は増加傾向であったが、委託内容の見直しによりH18年度の支笏湖地区処理場に係る物件費の削減(前年度対比で約4,800千円)を行っている。	
	○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	(縮減可能一委託料について) 現在、一部委託を行っている処理場事業においては、包括的民間委託の導入により委託料の縮減を見込む。 (縮減が難しいもの一動力費・修繕費・材料費・薬品費について) 高い普及率を達成する一方で、事業が拡大することに伴って増加の見込まれる経費であること。また、下水道法改正による河川への放流水の水質改善、合流式下水道の改善、雨水処理対策等の推進などを維持継続する上で、縮減の困難な経費である。	
	○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題②	更なる経費削減のため、処理場事業において、H20年度からの包括的民間委託に向けて取り組んでいる。委託後については、H20年度～H22年度で約101,000千円の委託料削減を見込んでいる。 161,000 となった。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>その他の収入確保に向けた取り組みとして、次の事案について検討しております。</p> <p>①インターネットによるサービスの拡大（請求先の変更・料金関係相談など） ②預金口座振替日の指定日の選択 ③クレジットカード支払 ④口座払い割引制度</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>財務状況（予算・決算）については千歳市水道局ホームページにおいて、また、給与・定員管理については千歳市ホームページおよび広報にて公営企業分として併せて公開を行っている。</p> <p>平成15年度（平成14年度分）より導入。評価方法は事務事業の担当による自己評価（一次評価）を基本としている。下水道事業における対象事業数は、平成17年度において22件である。</p>
<p>5 その他</p>	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>(取組み) 人件費を含む経費削減のため、H20年度開始を目標に包括的民間委託に取り組んでいること及び組織の見直しに取り組んでいる。</p> <p>(目 標) 「H19.4.1現在33名」 → 「H22.4.1現在28名」の定数減(15.2%)及び定数減に伴う人件費約74,000千円の削減</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>(取組み) 人件費を含む経費削減のため、処理場事業において、H20年度開始を目標に包括的民間委託に取り組んでいる。</p> <p>(目 標) H20年度からH22年度の3ヶ年で、維持管理費の委託料について、約101,000千円の削減</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

